

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 生活福祉課 支援第一係～支援第七係	
許 認 可 等 名	生活保護の変更	
根 拠 法 令	生活保護法	
根 拠 条 項	第24条第9項において準用する第24条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5182～5189, 5198, 5199, 5236～5239)	
審 査 基 準	<p>(根拠法令) 生活保護法第24条第9項 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。</p> <p>(基準法令) 生活保護法 (申請保護の原則) 第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。 (基準及び程度の原則) 第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。 (必要即応の原則) 第9条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。 (世帯単位の原則) 第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものと</p>	
	参 考 事 項	生活保護手帳 (中央法規出版)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 14日・特別な事情がある場合は30日 (休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>する。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日付厚生省告知第158号） <p>保護の変更の決定にあたっては、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none">生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付社発第123号厚生事務次官通知）生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知）生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知）
------	----	---